SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 ： ムーディーズ・インベスターズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 ： ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書（S&P グローバル・レーティング）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered）に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書（フィッチ・レーティングス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.co.jp/web/）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2019年１月　　債券売出届出目論見書

SEK

Experts in international financing

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行 2020年２月３日満期
満期円償還特約付　円／米ドル　デュアル債券

－ 売 出 人 －

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うスウェーデン輸出信用銀行 2020年２月３日満期 満期円償還特約付 円／米ドル デュアル債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第５条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成31年１月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

本債券の償還は、一定の期日における円／米ドル間の外国為替レートにより、米ドルでなされることがありますので、本債券の満期償還額は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部　証券情報　第2　売出債券に関する基本事項」をご参照下さい。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐え得る投資家のみが本債券への投資を行って下さい。

売出債券に関するリスク要因

本債券への投資のリターンは、円・米ドル間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。本債券への投資を予定する投資家は、本債券へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討するべきである。

価格変動リスク

本債券の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本債券を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本債券の償還方法は円・米ドル間の為替レートに基づいて決定される。このため米ドル建てで償還された場合、本債券の償還額を円換算した金額は、円・米ドル間の為替レートにより変動し、額面または投資額を下回るおそれがある。

投資利回りリスク

本債券の満期償還額が額面金額を下回る場合には、本債券の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の類似する債券が同一の発行者から発行される可能性もある。

信用リスク

本債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行者の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本債券も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行者の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。本書「第一部　証券情報　第 2　売出債券に関する基本事項　8　課税上の取扱い（2）日本国の租税」を参照のこと。なお、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる新たな取扱いを決めたり、異なる解釈を行う可能性がある。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年1月10日
【発行者の名称】	スウェーデン輸出信用銀行 (AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者　カトリン・フランソン (Catrin Fransson - Chief Executive Officer)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　犬　島　　伸　能
【住所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士　　犬　島　　伸　能
【住所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当なし

目　　次

	頁
第一部　証　券　情　報	1
第１　募集債券に関する基本事項	1
第２　売出債券に関する基本事項	1
１　売出要項	1
２　利息支払の方法	3
３　償還の方法	4
４　元利金支払場所	6
５　担保又は保証に関する事項	8
６　債券の管理会社の職務	9
７　債権者集会に関する事項	9
８　課税上の取扱い	10
９　準拠法及び管轄裁判所	12
10　公告の方法	13
11　その他	13
募集または売出しに関する特別記載事項	16
第３　資金調達の目的及び手取金の使途	20
第４　法　律　意　見	20
第二部　参　照　情　報	21
第１　参照書類	21
第２　参照書類の補完情報	21
第３　参照書類を縦覧に供している場所	21
提出者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第５条第４項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	22
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	24
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面	41

第一部【証券情報】

第１【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第２【売出債券に関する基本事項】

１【売出要項】

(1)【売出人】

会　社　名	住　　所
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

(2)【売出債券の名称及び記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行 2020 年 2 月 3 日満期 満期円償還特約付 円／米ドル デュアル債券 （以下「本債券」という。）（注 4）（注 8） 無記名式
(3)【券面総額】	50 億円（予定）（注 1）
(4)【各債券の金額】	100 万円（各本債券の額面金額および計算基礎額）（注 3）
(5)【売出価格及びその総額】	売出価格　　額面金額の 100.00％ 売出価格の総額　50 億円（予定）（注 1）
(6)【利率】	計算基礎額に対して、年 1.00％
(7)【償還期限】	2020 年 2 月 3 日（ロンドン時間）（注 2）
(8)【売出期間】	2019 年 1 月 22 日から 2019 年 1 月 29 日まで（注 10）
(9)【受渡期日】	2019 年 1 月 31 日（日本時間）（注 10）
(10)【申込取扱場所】	売出人の本店、日本における各支店および各営業所ならびに下記注記記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注 3）

(11)【売出しの委託契約の内容】

該当なし

(12)【債券の管理会社】

該当なし

財 務 代 理 人

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

（Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom）

（以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。）

(13)【振替機関】

該当なし

(14)【財務上の特約】

担 保 提 供 制 限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(注 1)　本債券のユーロ市場における発行総額は 50 億円（予定）である。本債券の発行に関する未定および予定の条件は、需要状況を勘案した上で、2019 年 1 月中旬までに決定される予定である。なお、最終的に決定される券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注 2)　本債券の満期償還は、2020 年 2 月 3 日（以下「満期償還日」という。）において、下記「3　償還の方法（1）満期における償還」に従い、日本円または米ドルによりなされる。満期償還日に係る支払日（下記「2　利息支払の方法」に定義される。）は、下記「4　元利金支払場所（6）」に従って調整されることがある。

(注 3)　売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第 66 条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11　その他（2）本債券の様式」を参照のこと。

本債券についての申込単位は、300 万円以上 100 万円の整数倍とする。

(注 4)　本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム（以下「プログラム」という。）および本債券に関するプライシング・サプルメント（以下「関連プライシング・サプルメント」という。）に基づき、2019 年 1 月 30 日（以下「発行日」（注 10）という。）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注 5)　本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有する。

本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国 1986 年内国歳入法（その後の改正を含み、以下「内国歳入法」という。）および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注 6)　本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行（Aktiebolaget Svensk Exportkredit）を指す。発行者の事業年度は 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までである。

(注 7)　別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する 1998 年 5 月 3 日の EU 理事会規則 No 974/98 の第 2 条（その後の修正を含む。）に定義されているものを指す。2019 年 1 月 8 日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行発表の（ⅰ）クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 クローナ＝12.62 円、（ⅱ）ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 ユーロ＝126.24 円および（ⅲ）米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 米ドル＝109.79 円であった。

(注 8)　本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、そのプログラムに基づき発行される無担保上位債務につき、（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドを通じて）ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）

より Aa1 の格付を、また、その（満期までの期間が 1 年以上の）無担保上位債務につき、（スタンダード＆プアーズ・クレジット・マーケット・サービシズ・ヨーロッパ・リミテッドを通じて）S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より AA+の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com//ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com//ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提･意義･限界」において、それぞれ公表されている。

（注 9）　(a) MiFID II（指令 2014／65／EU）ならびに（b）MiFID II を補足する委員会委任指令（EU）2017／593 第 9 条および第 10 条に含まれる商品管理要件（合わせて「MiFID II 商品管理要件」）のためにのみ行われた本債券に関する対象市場評価においては、（ｉ）本債券の対象市場は適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客（それぞれ MiFID II に定義される。）であり（ただし、リテール顧客については、日本の居住者である。）、また、（ⅱ）適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客に対する本債券の全ての販売経路は、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に従い適切であるという結論に至った。二次的に本債券の募集、売却または勧誘を行う一切の者（以下「販売業者」という。）は、かかる対象市場評価を考慮すべきである。ただし、MiFID II に服する販売業者は、本債券について独自の対象市場評価を実施し、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に基づく販売業者の適合性・適切性に関する責任が、全ての販売において遵守されるよう、適切な販売経路を決定する責任を負う。

本債券は、欧州経済領域のリテール投資家が入手可能な状態にはないものと解され、欧州経済領域のリテール投資家に対し本債券を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能な状態とすることは、不適法となる可能性がある。

（注 10）　一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね 1 週間程度の範囲で繰り下げることがある。

2　【利息支払の方法】

(1)　各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年 1.00％の利率で、利息起算日である 2019 年 1 月 30 日（当日を含む。）からこれを付し、2019 年 8 月 3 日および 2020 年 2 月 3 日（以下それぞれ「利払期日」という。）に、利息起算日（当日を含む。）または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間について、各本債券の計算基礎額につき、5,000 円（ただし、初回の利払日である 2019 年 8 月 3 日については、各本債券の計算基礎額につき 5,083 円）が後払いされる。

利払期日が営業日（下記「4　元利金支払場所（6)」に定義される。）でない場合には、当該利払期日は翌営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

本債券に関して支払われるべき金額の支払を要する日を「支払日」といい、かかる日は、下記「4　元利金支払場所（6)」の規定に従って調整されることがある。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額（以下に定義する。）の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、（ｉ）当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または（ⅱ）財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から 7 日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から 7 日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず)、本「2　利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3　償還の方法」の「(1) 満期における償還」、「(2) 税制上の理由による期限前償還」、「(3) 違法性を理由とする期限前償還」または下記「11　その他 (1) 債務不履行事由」により償還される償還金額を意味する。

(2)　各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に、上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗じて得られた数値（1円未満を四捨五入）に、更に本債券の額面金額を計算基礎額で除した割合を乗ずることにより計算される。

$$日数計算＝\frac{[360\times(Y2-Y1)]+[30\times(M2-M1)]+(D2-D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31 の場合、D1 は 30 になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字の場合、D2 は 30 になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3【償還の方法】

(1)　満期における償還

本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、下記「4　元利金支払場所」の規定に従い、各本債券は、発行者により 2020 年 2 月 3 日に、下記「11　その他（9）計算代理人」の規定および以下の算式に従って判定日（以下に定義する。）に計算代理人（以下に定義する。）が決定する金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

（ｉ）参照為替（以下に定義する。）が判定為替（以下に定義する。）と等しいかまたはそれを上回る場合、額面金額 100 万円の各本債券につき満期償還額は、100 万円とする。

（ⅱ）参照為替が判定為替を下回る場合、額面金額 100 万円の各本債券につき満期償還額は、100 万円を基準為替（以下に定義する。）で除して算出される米ドル金額（ただし、1 米セント未満は四捨五入するものとする。）とする。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「判定日」とは、満期償還日の 15 営業日前の日をいう。

「計算代理人」とは、（未定）または正当に授権されたその承継者をいう。

「判定為替」とは、基準為替から（未定）円／米ドル（5.00 円／米ドル～13.00 円／米ドルを仮条件とする。最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外になることがある。）を差し引いた値をいう。

「参照為替」とは、判定日の午前 11 時（東京時間）時点で、ブルームバーグ・ページ「BFIX」（または当該ページにおける当該サービスを代替するページ）に公表される円／米ドル直物外国為替レートの仲値（1.00 米ドルあたりの円の数値で表示される。）をいう。

ただし、かかるレートが、判定日の午前 11 時（東京時間）時点でブルームバーグ・ページ「BFIX」（または当該ページにおける当該サービスを代替するページ）に公表されない場合は、参照為替は計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定される。

「基準為替」とは、2019 年 1 月 30 日の午前 11 時（東京時間）時点で、ブルームバーグ・ページ「BFIX」（または当該ページにおける当該サービスを代替するページ）に公表される円／米ドル直物外国為替レートの仲値（1.00 米ドルあたりの円の数値で表示される。）をいう。

ただし、かかるレートが、当該日の午前 11 時（東京時間）時点でブルームバーグ・ページ「BFIX」（または当該ページにおける当該サービスを代替するページ）に公表されない場合は、基準為替は計算代理人により、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定される。

満期償還額が決定され次第、計算代理人は財務代理人に対しかかる満期償還額を通知し、財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、発行者および本債券の所持人に対し同様の内容を通知する。

なお、本書の日付現在、ブルームバーグ・ページを提供するブルームバーグ・エルピーは、規則（EU）2016／1011（その後の修正を含む。）第 36 条（管理者およびベンチマークに関する登録簿）に従い欧州証券市場監督局が作成および管理する、管理者およびベンチマークに関する登録簿には登録されていない。

(2)　税制上の理由による期限前償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30 日以上 60 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、市場価値償還額をもって、その全部（一部は不可。）を随時償還することができる。本書において、「市場価値償還額」とは、経過利子（もしあれば）を含む計算代理人の単独かつ完全なる裁量で決定される本債券の市場価値（市場実勢金利および本債券に含有される信用リスクを参照するが、それらに限らない。）から、期限前償還の結果、発行者が負担することとなった裏付となる、および／または関連するヘッジの取決めの清算の為の合理的な費用を控除した金額をいう。

（イ）発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8　課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

（ロ）発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の 90 日より前にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会（Executive Committee）の 2 名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

(3)　違法性を理由とする期限前償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取り決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止事項となった、またはそうなるであろうと計算代理人が誠意をもって決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い 3 日以上 30 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、本債券の全部（一部は不可）を市場価値償還額で償還することができる。

(4)　買　入　消　却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、（期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として）即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

(5)　償還および買入れのための事前許可

満期償還日以前に行われる償還または非劣後の債券の買入れは、MREL 規制（以下に定義する。）により求められる場合には、関連ある政府または欧州当局の事前の許可に服する。

本項において、

「MREL 規制」とは、（ｉ）スウェーデン金融監督庁（以下「SFSA」という。）および／または（ⅱ）その他の政府もしくは欧州当局による金融機関における自己資本および適格債務の最低基準および／または損失吸収能力に関連する法令、規制、要件、基準、ガイドラインおよび政策をいい、いずれの場合もその時点でスウェーデン国内において有効であり、SEK に適用あるものをいう。

(6)　拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定を（その単独の裁量により）行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人（下記「4　元利金支払場所（1）」に定義される。）および本債券の所持人を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債券の所持人に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

計算代理人は、本債券の条項に従い行う一切の決定または計算を、当該決定または計算後実務上できる限り早く、発行者および財務代理人に通知する。財務代理人は、その後実務上できる限り早く、下記「10　公告の方法」に従って、本債券の所持人に対し、通知を行う。

4【元利金支払場所】

(1)　当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）

連合王国　ロンドン市　EC2N 2DB　グレート・ウィンチェスター・ストリート　1　ウィンチェスター・ハウス

（Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom）

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッド

（Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited）

アイルランド　ダブリン３　イーストポイント・ビジネス・パーク　ピナクル２　６階

（Sixth Floor, Pinnacle 2, Eastpoint Business Park, Dublin 3, Ireland）

（以下「支払代理人」といい、財務代理人契約（下記「6　債券の管理会社の職務」に定義される。）に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。）

発行者は、いつでも、支払代理人（財務代理人を含む。）の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に（ｉ）財務代理人を維持し、（ⅱ）FATCA 源泉徴収（以下に定義する。）を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持し、また（ⅲ）計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、下記「10　公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

(2)　元本：元本の支払は、償還金額が米ドルで支払われる場合にはニューヨークに所在する銀行宛振出の米ドル建小切手により、または受取人がニューヨークに所在する銀行に維持する米ドル建の口座への送金により、また、償還金額が日本円で支払われる場合および利息の支払の場合には東京に所在する銀行宛振出の円建小切手により、または受取人が東京に所在する銀行に維持する円建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

利息：利息の支払は、下記（3）を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払：（ｉ）発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、（ⅱ）当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および（ⅲ）支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所でなされる。

(3)　支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外（または上記（2）の第３段落により許容される場合にはニューヨーク）に所在する支払代理人の指定事務所において、関連ある本債券を呈示することによってのみなされる。

(4)　財務法に従った支払：　本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、（ｉ）支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8　課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、（ⅱ）下記「8　課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、内国歳入法第 1471 条(b)項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同内国歳入法第 1471 条から第 1474 条、同内国歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする（以下「FATCA 源泉徴収」という。）。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。

(5)　本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠缺利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠缺利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連ある欠缺利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

(6)　本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) 商業銀行および外国為替市場がロンドン、ニューヨークおよび東京において一般に支払の決済を行う日であり、(b)（ｉ）呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また（ⅱ）口座への送金による支払の場合は、ロンドン、ニューヨークおよび東京において外国為替取引が行われる日であり、また (B) 利息の発生、償還金額の計算、ならびに本書に基づいて必要とされるその他の計算、決定および評価を行うこと、または通知勧告を行うことに関連する事項については、ロンドン、ニューヨークおよび東京において営業を行っている日をいう。

(7)　支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。

(8)　大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また（すべての経過利息とともに元本を完済する場合には）大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。

(9)　計算代理人が、誠実に、その単独かつ完全なる裁量により、発行者の支配の及ばない事由により円または米ドル（場合による。）で支払うことができないと判断する場合（以下「通貨障害事由」という。）、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、米ドルまたはユーロ（円建または米ドル建（場合による。）の当該支払われるべき金額と同等の金額）で行われるものとする。通貨障害事由の通知（かかる通知は取消不能とする。）は、下記「10　公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、法律により（ただし、契約にはよらない。）強制的に優先される債務を除き、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし

財務代理人の職務

(1)　発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4　元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。

(2)　本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。

(3)　財務代理人は、発行者、ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッドとの間で締結された 2018 年 3 月 28 日付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にても債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の 10 分の 1 以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも 21 日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する 1 名以上の者（発行者およびそのノミニーを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方に関して、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券に関して、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約添付の「債権者集会に関する規定」第 17 項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議（以下に定義される。）により行使可能な次の権限を有する。

(a)　本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利に関して、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。

(b)　本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証書もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。

(c)　本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更に同意する権限。

(d)　本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。

(e)　財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。

(f)　本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。

(g)　本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人（本債券の所持人であるかどうかを問わない。）かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の 4 分の 3 以上の多数により可決された決議を意味する。

8【課税上の取扱い】

(1)　スウェーデン王国の租税

（ｉ）　追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類の税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

（イ）　本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

（ロ）　所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。

（ハ）　関連日（以下に定義される。）後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる 30 日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または (b) 財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、「10　公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8　課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

疑義を避けるために言えば、SEK による本債券に関する支払のすべては内国歳入法第 1471 条から 1474 条までの規定、同内国歳入法の現在および将来の規則もしくは正式な解釈、内国歳入法第 1471 条(b)に基づき締結された契約、政府間協定、またはかかる内国歳入法の条項の実施に関連して締結された政府間協定（またはかかる政府間協定を実施する法律）に基づき採択された財務上もしくは規制上の法律、規則もしくは慣行に基づき要求される金額が源泉徴収または控除され行われる（以下「FATCA 源泉徴収税」という。)。SEK は FATCA 源泉徴収税について追加額を支払う必要はない。

（ⅱ）　課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2)　日本国の租税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書提出日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

日本の税法上、本債券は普通社債と同様に取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが法令上明確に規定されているわけではない。仮に、日本の税法上、本債券が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性があるが、本債券が普通社債と同様に取り扱われることを前提として、下記（b）では、日本国の居住者である個人の本債券に関する課税上の取扱いの概略について、また下記（c）では、内国法人についての本債券に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払を受けるべき本債券の利息は、一般的に利息として取扱われ、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）で源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本債券の利息に係る利子所得は、原則として、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）による申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払を受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）による申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）による申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本債券の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が支払を受けるべき本債券の利息は、一般的に利息として取扱われ、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、法律によって定められた税率（所得税および復興特別所得税の合計）で源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本債券の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

9【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された誓約証書（その変更または補足を含む。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠する。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3) 適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記（2）の規定は、所持人のみのためのものである。したがって、本「9　準拠法及び管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5)　送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市　W1H　2AG、アッパー・モンタギュー・ストリート5(5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG)（またはその時々の英国における住所）に所在するビジネススウェーデン－スウェーデン貿易投資公団（Business Sweden－The Swedish Trade and Invest Council）のその時々における商務参事官（Trade Commissioner）に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が当該請求後15日以内に行われないときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10【公告の方法】

すべての本債券が恒久大券（または恒久大券および仮大券）により表章され、かかる恒久大券（または恒久大券および仮大券）がユーロクリアまたはクリアストリーム（各々、下記「11　その他（2）本債券の様式」に定義される。）またはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、本債券の所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付された日に本債券の所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent： Attention： Back Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11【その他】

(1)　債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は支払期日までの経過利息とともに、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、額面金額にて償還される。

（ⅰ）　発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を15日を超えて怠った場合。

（ⅱ）　発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後30日間当該懈怠が継続した場合。

（ⅲ）　いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際に

それを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本（ⅲ）記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 10,000,000 米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。

（ⅳ） いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいずれかとする。

(2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（本書において「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エスエー（本書において「クリアストリーム」という。）およびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払は一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払を受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

（ⅰ） 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および

（ⅱ） 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領

と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または（b）上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から30日以内に、財務代理人の指定事務所への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券により表章される本債券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のその時々のそれぞれの規則と手続により定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権　　利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、（本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時　　効

本債券は本債券の支払の関連日後、10年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、（本書において他に定める場合を除き）(a) かかる計算から生じるすべての百分率につき、（必要であれば）0.00001%未満を四捨五入し、(b) かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じる円貨額につき、1 円未満を切り上げ、また米ドル額につき、1米セント未満を四捨五入するものとする。

(7) 本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8)　いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約（第三者の権利）法（1999）に基づく権利を有さないものとする。

(9)　計算代理人

（イ）　義務：本債券の条項および関連プライシング・サプルメントによる計算代理人の義務の遂行に際し、計算代理人は、別段の定めがない限り、その単独かつ完全なる裁量により行為する。本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントに基づくまたは本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントによる計算代理人のいかなる義務または裁量権の履行または行使（計算代理人によるその他の者に対する通知の交付を含むが、これに限定されない。）における、計算代理人によるいかなる遅延、繰延、猶予も、かかる義務または裁量権のその後の遂行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、計算代理人および発行者は、かかる遅延、繰延、猶予に関し、またはその結果として生じた責任を負わない。

（ロ）　決定、通知等：関連プライシング・サプルメントに基づきまたは関連プライシング・サプルメントにより、計算代理人による決定、構成、行使が要求または許可されたすべての金額または状態、状況、事由もしくはその他の事態または意見の形成または裁量の行使について、計算代理人により本債券の要項のために付与され、表明され、なされ、または取得されたすべての通知、意見、決定、証明、計算および相場は、（故意による不正行為、悪意または明白な誤りがない場合）最終的であり、発行者、財務代理人、本債券の所持人および本債券に関連するその他の者を拘束し、（上記に従い）計算代理人は、かかる目的のためのその権限、義務および裁量権の行使に関して、本債券の所持人に対して責任を負わない。

募集または売出しに関する特別記載事項

SEKが破綻に瀕しているまたは破綻に陥る可能性がある場合の規制措置

BRRD（以下に定義する。）は、金融機関および投資会社、それらの子会社および一定の持株会社の再生および破綻処理のための欧州連合全体に及ぶ枠組みを規定している。BRRD は、ある機関の破綻がより広範な経済および金融システムへ及ぼす影響を最小限に抑える一方で、機関の重要な金融および経済機能の継続性を確保するために、すべての欧州経済地域の加盟国が自国の関連破綻処理当局に対して、健全ではないまたは破綻に瀕した機関に十分に早期かつ迅速に介入するための一連の手法を提供することを義務づけている。

スウェーデンでは、BRRD の要件が 2016 年破綻処理法（以下「破綻処理法」という。）により国内法に制定されている。スウェーデンによる BRRD の実施には、2016 年 2 月 1 日からのベイルイン手法の導入が含まれている。

2016 年 11 月 23 日、欧州委員会は他の案とともに BRRD の改正案を公表した。これらの提案の多くはまだ草稿段階のもので、今後 EU の立法手続および国内実施を経ることになる。したがって、これらの提案が SEK および本債券にどのような影響を及ぼすかは不明確である。新たな資産クラスとなる「非優先」シニア債務を創設する提案については、指令（EU）2017/2399 により 2017 年 12 月に発効し、国内法にも反映された。2018 年 2 月、スウェーデン財務省は、2018 年末までに新たな資産クラスとなる「非優先」シニア債務を創設するため、スウェーデン法の一部の改正案を提出し、意見を求めた。かかる新たな債務クラスは、従来のシニア債務より下位となり、劣後債務には優先することが提案されている。

破綻処理法により、スウェーデンの破綻処理当局には、破綻するリスクがあるとみなされるスウェーデンの金融機関に関して様々な措置を講じることができるよう実質的な権限が付与されている。SEK に関連していずれかの当該措置が行使されることにより、本債券の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

破綻処理法に基づき、実質的な権限はスウェーデン国債局（以下「国債局（Riksgäldskontoret)」という。）に付与される（特定の状況においては、SFSA と協議がなされる)。国債局が関連事業体の破綻の可能性が非常に高くなってきており、かつ公益に脅威を与えるとみなす場合、当該権限により国債局は関連するスウェーデンの事業体（SEK など）に対して破綻処理の措置を講じることが可能になる。国債局が利用可能な安定化オプション（スウェーデン政府が利用可能な以下の（v）を除くすべて）として、以下が規定されている。

（ⅰ） 関連事業体の事業の全部または一部の民間事業体への移転

（ⅱ） 関連事業体の事業の全部または一部の「承継機関」への移転

（ⅲ） 資産管理ビークルへの移転

（ⅳ） ベイルイン手法

（ⅴ） 関連事業体の暫定的な公的保有（国有化）

これらの各安定化オプションは、1 つ以上の「安定化権限」を行使することにより達成される。当該権限には、（ⅰ）株式譲渡命令を実施する権限（当該命令に従いスウェーデンの事業体が発行した証券の全部または一部が商業購入者、承継銀行またはスウェーデン政府に譲渡される可能性がある。)、（ⅱ）ベイルイン手法の行使を含む破綻処理決定権限、（ⅲ）スウェーデンの事業体の財産、権利および債務の全部または一部を商業購入者または国債局に譲渡する権限、（ⅳ）欧州連合以外の国の法律に基づいて講じられる類似の特別破綻処理措置の影響を認識する第三国による決定権限が含まれる。

株式譲渡命令は、幅広い証券（スウェーデンの事業体が発行した株式および債券ならびに当該株式および債券の予約権を含む。)に拡大適用が可能であるため、本債券に対しても適用され得る。さらに、破綻処理法は、特定の状況において契約上の取り決めを修正する権限（例えば本債券の償還の変更のように要項の変更を含むことがある。)、支払を一時的に停止する権限および破綻処理権限を行使した結果生じる可能性のある権利の行使または解除を停止する権限を付与する。

さらに、破綻処理法の第 22 章によれば、破綻処理の状況において、公的財政支援は、国債局（およびスウェーデン政府（適用ある場合)）が実行可能な限り最大限にベイルイン手法を含む破綻処理手法を評価かつ利用した後になって初めて関連事業体（SEK など）が最後の手段として利用できることとされている。

破綻処理権限の行使またはかかる行使の提案により、本債券の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、また本債券の所持人が本債券への投資分の価値の一部または全部を失うおそれがある。

破綻処理権限は、SEKが破綻する前に発動されることを目的としており、本債券の所持人は国債局（および国有化に関してはスウェーデン政府）によるいかなる破綻処理権限（ベイルイン手法を含む。）の行使も予測できない可能性がある。

安定化オプションは、関連事業体に係る倒産手続が開始される可能性がある時点より前に利用されることを目的としている。安定化オプションの目的は、関連事業体の事業の全部または一部が直面している、または直面する可能性のある、公益面で幅広い懸念が生じる財政上の困難な状況に対応することである。したがって、安定化オプションは、国債局が、（ⅰ）関連事業体（SEK など）が破綻に瀕しているまたは破綻に陥る可能性があると確信している場合、（ⅱ）関連事業体により、または関連事業体に関して（安定化権限を考慮しないとすれば）上記の条件（ⅰ）を満たさないことになる措置が講じられる可能性が合理的にないと判断する場合、（ⅲ）一定の公益（特別破綻処理の目的の一部である、スウェーデンの金融システムの安定、スウェーデンの破綻処理制度に対する国民の信頼および預金者の保護等（SFSA によっても統制されている。)）を考慮した上で、安定化権限の行使が必要であると判断する場合、ならびに（ⅳ）関連事業体を解散することによっては特別破綻処理の目的が同程度まで達成されないだろうと判断する場合に行使される可能性がある。異なる安定化権限の利用は、利用されている当該安定化権限に従って変化する追加の「特定条件」にも服する。

破綻処理法は、上記に記載した破綻処理権限の行使の条件を規定しているが、SEK に影響を与える様々な破綻前のシナリオにおいて、および破綻処理権限を行使するか否かを決定する際に国債局がどのようにして当該条件を評価するのかは不確定である。また、国債局には、破綻処理権限の行使を決定した場合に本債券の所持人に対して事前に通知する義務はない。したがって、本債券の所持人は、当該権限の潜在的な行使、または当該権限の行使が SEK および本債券に与える潜在的な影響のいずれも予測できない可能性がある。

本債券の所持人は、国債局による破綻処理権限（ベイルイン権限を含む。）の行使に対して異議を唱えること、および／または当該国債局がその破綻処理権限（ベイルイン権限を含む。）を行使することに係る決定の停止を求めること、もしくはかかる決定を司法手続もしくは行政手続その他により再審理してもらうことについては、非常に限定された権利しか有していない可能性がある。

国債局はSEKおよび本債券に関してベイルイン手法を行使する可能性があり、その結果、本債券の所持人が投資分の一部または全部を失うおそれがある。

国債局は、（ｉ）通常の破綻における債権の階層を尊重し、（ⅱ）関連事業体の通常の破綻手続であったとしたならば受けたであろう処遇よりも不利な処遇を受けないような方法で、株主および無担保債権者（本債券の所持人を含む。）に損失を割り当てることにより、破綻機関の資本再生を可能にするためにベイルイン手法を行使する可能性がある。保険対象の預金および債務は、その保証の範囲内において、他の除外対象の債務とともにベイルイン手法の対象から除外される。

ベイルイン手法には、債務をなくす権限、または破綻処理下にある関連事業体の債務を減額もしくは延期するために契約条件を修正する権限、および債務を 1 つの形式または種類から別のものに転換する権限が含まれる。かかる権限の行使により、本債券の元本金額、利息もしくはその他の支払うべき金額の全部もしくは一部がなくなる可能性、および／または本債券の元本金額、利息もしくはその他の支払うべき金額の全部もしくは一部が SEK もしくはその他の者に係る株式、その他の証券もしくはその他の債務（本債券の条件の変更によるものを含む。）に転換される可能性があるが、いずれの場合においても、国債局が当該権限を行使することにより有効になる。破綻処理当局は、ベイルイン手法ならびに／または法定の減額権限および／もしくは転換権限を含む破綻処理手法を、実務的に可能な範囲において最大限に評価および利用した後の最後の手段としてのみ、公的財政支援の利用を許可するものと考えられる。

ベイルイン・損失吸収権限

本債券のその他の条件または SEK と本債券の所持人（本「ベイルイン・損失吸収権限」において、本債券の実質的権利の保有者を含む。）との間のその他の契約、取り決めもしくは合意にかかわらず、かつそれらを除き、各本債券の所持人は、本債券の取得により、本債券に基づき生じた債務は関連破綻処理当局（以下に定義する。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義する。）の行使の対象となる可能性があることを認め、かつこれを受け入れ、また以下の事項に拘束されることを認め、受け入れ、承諾し、かつこれに同意する。

（ａ）　関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の影響。かかる権限の行使は、以下の事態のいずれかまたは複数を含み、また結果としてそれらの事態をもたらすことがある（ただし、それらに限定されない。）。

（ｉ）　本債券に係る関連金額（以下に定義する。）の全部または一部の永久的な減額。

（ⅱ）　本債券に係る関連金額の全部または一部の、SEKまたはその他の者に係る株式、その他の証券またはその他の債務への転換、および本債券の所持人に対する当該株式、証券または債務の発行または付与（本債券の所持人に関する条件の変更、修正または訂正による場合を含む。）。

（iii）　本債券または本債券に係る関連金額の消却。

（iv）　本債券の永続性に関する変更もしくは修正、または本債券について支払われる利息額もしくは利息の支払期日の変更（支払の一時的な停止による場合を含む。）

（b）　関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効させるために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の条件変更。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、BRRD の国内法への反映に関して、スウェーデンにおいて有効な法令（ベイルイン法（以下に定義する。）ならびにベイルイン法に基づく法律文書、規則および基準を含むが、これらに限定されない。）に基づき随時適用され、かつそれらに従って行使される減額、転換、移転、変更または停止を行う権限をいう。これに基づき、

（a）　銀行もしくは投資会社またはそれらの関連会社の債務は、減額、消却もしくは変更され、または当該法人もしくはその他の者に係る株式、その他の証券もしくはその他の債務に転換される（または一時的に停止される）可能性があり、

（b）　銀行もしくは投資会社またはそれらの関連会社の債務について規定する契約における権利は行使されたものとみなされる可能性がある。

「ベイルイン法」とは、健全ではないまたは破綻に瀕した銀行、投資会社その他の金融機関またはそれらのスウェーデンにおける関連会社（清算手続、会社更生手続または破産手続によるものを除く。）に適用されるスウェーデンの 2015 年破綻処理法（*lag (2015:1016) om resolution*）および SFSA の規則 FFFS 2016:6（*Finansinspektionens föreskrifter (2016:6) om återhämtningsplaner, koncernåterhämtningsplaner och avtal om finansiellt stöd inom koncerner*）をいう。

「BRRD」とは、金融機関および投資会社の再生および破綻処理のための枠組みを規定する 2014 年 5 月 15 日の指令 2014/59/EU（場合により、随時訂正され、または書き換えられる。）をいう。

「関連金額」とは、本債券の残存する元本金額ならびに本債券の未払経過利息および支払期限の到来した追加金額をいう。当該金額に言及する場合、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使前に支払期限が到来していたものの未払となっている金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、SEK に関して、ベイルイン・損失吸収権限を行使する能力を有する破綻処理当局をいう。

本債券の関連金額が、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の結果、減額、転換、消却、変更または修正された場合、当該行使後において、当該関連金額の弁済または支払は、当該減額、転換、消却、修正または変更の範囲において、その期限が到来することはなく、また支払が行われることもない。

SEK について関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使された結果、関連金額の全部または一部が減額もしくは消却されるか、または、関連金額が SEK もしくはその他の者のその他の証券もしくは債務に転換されること、また、本債券について関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使されることのいずれも、債務不履行事由を構成することにはならない。

本債券について関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使された場合、SEK は、上記「10　公告の方法」に定める方法により、本債券の所持人に対して書面による通知を行う。SEK はまた、情報提供のため、当該通知の写しを財務代理人に交付する。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の法律顧問により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1)　有価証券届出書に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授権され、スウェーデン王国法上適法である。

(2)　本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への有価証券届出書の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授権は取得されている。

(3)　発行者またはその代理人による有価証券届出書の関東財務局長への提出は2005年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授権されており、スウェーデン王国法上適法である。

(4)　有価証券届出書（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　（自　平成29年1月1日　至　平成29年12月31日）

平成30年7月2日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期　（自　平成30年1月1日　至　平成30年6月30日）

平成30年10月1日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

To: The Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

Filed on : 10 January 2019

The Name of the Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT
(PUBL)

The Signature of Representative:

[Name] Anna Finnskog
[Title] Director

[Name] Ann-Marie Ahlén Fihlman
[Title] Director

(1) The Registrant has submitted the Securities Report continuously for one (1) year.

(2) The aggregate principal amount of the bonds that have been issued or distributed by the Registrant in Japan by filing Securities Registration Statement is 10 billion Yen or more.

（訳　　文）

提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関 東 財 務 局 長　　殿

2019 年 1 月 10 日提出

提出者の名称　　スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名　　（署　　名）
アンナ・フィンスコーグ
取締役

（署　　名）
アン・マリー・アーレン・フィルマン
取締役

(1)　提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。

(2)　提出者が日本国において有価証券届出書を提出することにより発行し、または交付された債券の券面総額は百億円以上であります。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

スウェーデン輸出信用銀行（以下「SEK」、「当社」または「親会社」という。）は、2018年10月23日に、2018年度第3四半期の業績について、大要以下の内容を有するプレス・リリースを行った。

なお、本書の文中においては、科目にかかわらず、収益・利益はプラス表示、費用・損失はマイナス表示をしている。したがって、例えば、「営業費用は、マイナスαクローナであった」という表現が使われている場合には、営業費用として支出した額がαクローナであったという意味であり、αクローナの利益があったという意味ではないことに注意されたい。

事業運営

新規顧客と事業の拡大

2018年度1月-9月において、新規顧客を勧誘するための努力が成功した主な理由は、中規模企業に注力した結果、新規顧客との事業につながったことである。SEKは、多数の既存顧客との事業も拡大しており、現在、かかる既存顧客によるSEKの融資利用が増加している。市場には、金融機関と資本市場の両方による資金調達への十分なアクセスがある。これは新規貸付額に影響を与え、前年比で減少させた。CIRR貸付が新規貸付に占める割合は、前年度同期と比較して大幅に減少した。CIRR貸付は、ほとんど発生しない大型取引の一部であることが多く、つまり、新規貸付はこの点において四半期毎および年毎に異なるものである。新規貸付総額は393億クローナ（2017年度同期：778億クローナ）であった。

新規貸付（四半期毎）

（単位：十億クローナ）

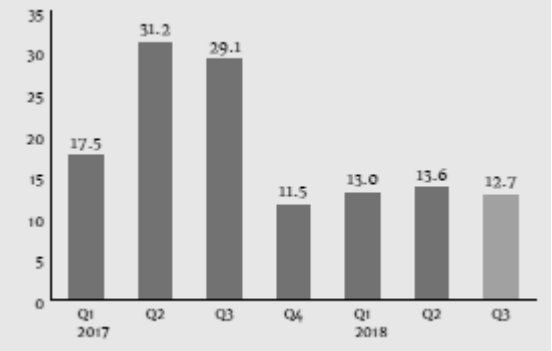

新規貸付

（単位：十億クローナ）	2018年1月-9月	2017年1月-9月	2017年1月-12月
スウェーデンの輸出業者に対する貸付[1]	10.6	15.2	21.6
輸出業者の顧客に対する貸付[2]	28.7	62.6	67.7
合　　計	**39.3**	**77.8**	**89.3**
CIRR貸付が新規貸付に占める割合	7%	46%	41%

[1] うち当期末の未実行残高は0億クローナ（2017年度第3四半期末：5億クローナ、2017年度末：7億クローナ）。

[2] うち当期末の未実行残高は40億クローナ（2017年度第3四半期末：340億クローナ、2017年度末：351億クローナ）。

SEKの市場別新規貸付　2018年度1月－9月：393億クローナ(2017年度同期：778億クローナ)

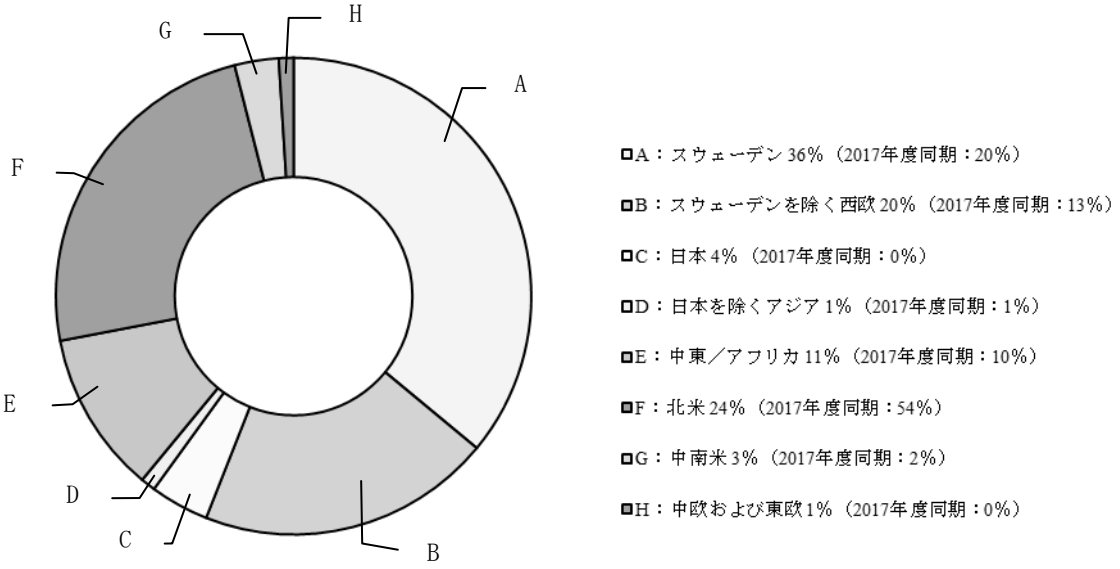

多様な借入

新しい金融商品市場指令（別名：MiFID Ⅱ）規則に適応するための取組みの結果、SEKは当年度1月-5月において、日本市場で仕組債を発行しなかった。仕組債の割合の低下は、借入費用の増加につながった。この借入は、6月に再開し、2018年度6月-9月の期間において、7億米ドルの仕組債が発行された。さらに、SEKは、10億米ドルの2年物ベンチマーク債などの複数の公募金融取引を完了した。SEKは新規貸付に対する高い流動性を維持しており、スウェーデン輸出業界の将来的な資金調達ニーズに応える準備は万端である。

新規借入（四半期毎）

長期借入(単位：十億クローナ)

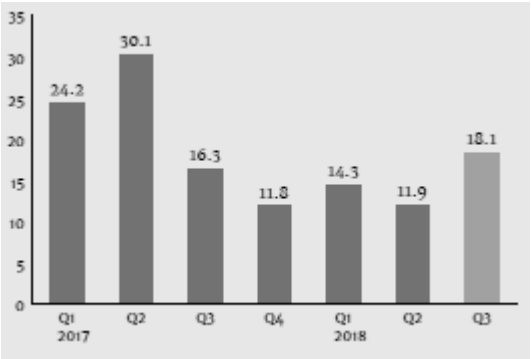

SEKの借入

(単位：十億クローナ)	2018年1月-9月	2017年1月-9月	2017年1月-12月
新規長期借入	44.3	70.6	82.4
非劣後債務残高	254.0	245.9	224.8
自己債務の買戻しおよび償還	8.9	15.0	38.7

SEKの市場別新規借入　2018年度1月－9月：443億クローナ(2017年度同期：706億クローナ)

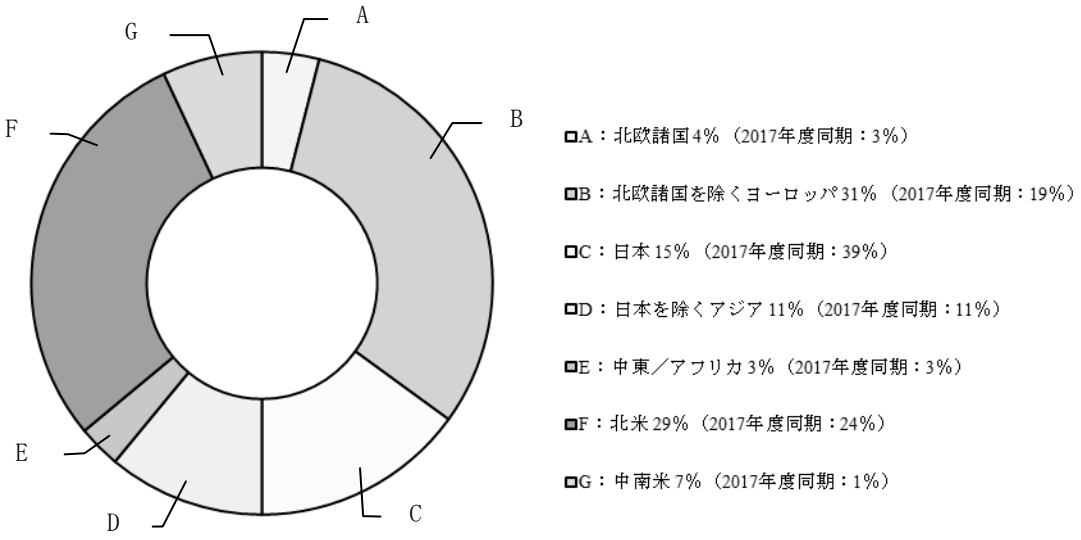

連結財務諸表へのコメント

2018年度1月-9月

2018年度1月-9月の営業利益は597百万クローナ（2017年度同期：666百万クローナ）であった。純利益は454百万クローナ（2017年度同期：509百万クローナ）であった。

純利息収益

2018年度1月-9月の純利息収益は1,064百万クローナ（2017年度同期：1,278百万クローナ）であり、前年度同期と比較して17%減少した。純利息収益は、金融機関の再生を支援するためにSEKが基金に支払うことが求められている負担金である破綻処理負担金が200百万クローナ（2017年度同期：145百万クローナ）に増加したことにより、55百万クローナのマイナスの影響を受けた。2018年度において、破綻処理負担金は算定根拠の0.125%（2017年度：0.09%）であり、これは、SEKの負債調達資産からCIRR貸付を差し引いたものと基本的に一致する。2019年度において、破綻処理負担金は0.09%に戻る予定である。純利息収益は、売却された投資ポートフォリオからの影響、借入費用の増加および平均流動性投資の減少によっても、マイナスの影響を受けた。

(単位：十億クローナ、平均)	2018年1月-9月	2017年1月-9月	変動
貸付合計	202.9	201.5	1%
流動性投資	65.1	74.1	-12%
利付資産	**268.1**	**275.6**	**-3%**
利付負債	**241.6**	**251.6**	**-4%**

金融取引の純業績

2018年度1月-9月における金融取引の純業績はマイナス37百万クローナ（2017年度同期：マイナス143百万クローナ）であり、主な要因は、流動性ポートフォリオおよびデリバティブの資産の公正価値における未実現損失であった。これは、SEKの自己債務の買戻しおよび貸付金の繰上償還に関連する実現利益によって相殺された。

営業費用

(単位：百万クローナ)	2018年1月-9月	2017年1月-9月	変動
人件費	-223	-235	-5%
その他の管理費	-171	-171	0%
非金融資産の減価償却費および減損費用	-25	-35	-29%
営業費用合計	**-419**	**-441**	**-5%**

営業費用は、人件費と非金融資産の減価償却費および減損費用が減少したことに起因して、前年度同期と比較して5％減少した。個別変動報酬に計上された引当金はなかった（2017年度同期：5百万クローナ）。2017年度から、SEKは、上級経営陣チーム以外で担当顧客または担当業務を持つ正社員に対して、個別変動報酬に関する制度を導入している。2018年度において、この報酬のための費用は最大で12百万クローナとなる可能性がある。

純信用損失

2018年度1月-9月に純信用損失に計上された金額は、8百万クローナ（2017年度同期：マイナス7百万クローナ）であった。このプラスの結果は、IFRS第9号の手続に基づくマクロ経済予測シナリオおよびリスク要因における変化によるものであるが、返済済みの融資にも起因している。これらの変化のほとんどは、ステージ3の融資の追加的な減損によって相殺された。2018年1月1日現在の貸倒引当金はマイナス137百万クローナで、2018年9月30日現在ではマイナス137百万クローナであり、このうちステージ3のエクスポージャーはマイナス89百万クローナ（2018年1月1日現在：マイナス66百万クローナ）であった。

その他の包括利益

2018年度1月-9月におけるその他の包括利益（税引前）は260百万クローナ（2017年度同期：マイナス102百万クローナ）であり、主な要因は、SEKの自己債務の信用スプレッドに関連するパラメーターの不確実性のための従前の準備金が戻し入れられたことである。

2018年度7月-9月

2018年度第3四半期の営業利益は181百万クローナ（2017年度第3四半期：180百万クローナ）であった。純利益は142百万クローナ（2017年度第3四半期：138百万クローナ）であった。

純利息収益

2018年度第3四半期の純利息収益は336百万クローナ（2017年度第3四半期：426百万クローナ）であり、前年度同期と比較して21％減少した。純利息収益は、金融機関の再生を支援するためにSEKが基金に支払うことが求められている負担金である破綻処理負担金が67百万クローナ（2017年度第3四半期：48百万クローナ）に増加したことや、売却された投資ポートフォリオからの影響だけでなく、借入費用の増加によっても、マイナスの影響を受けた。

(単位：十億クローナ、平均)	2018年7月-9月	2017年7月-9月	変動
貸付合計	210.8	199.2	6%
流動性投資	69.9	72.7	-4%
利付資産	**280.7**	**271.9**	**3%**
利付負債	**253.5**	**249.7**	**2%**

金融取引の純業績

2018年度第3四半期における金融取引の純業績はマイナス5百万クローナ（2017年度第3四半期：マイナス113百万クローナ）であった。

営業費用

(単位：百万クローナ)	2018年7月-9月	2017年7月-9月	変動
人件費	-66	-67	-1%
その他の管理費	-48	-49	-2%
非金融資産の減価償却費および減損費用	-8	-12	-33%
営業費用合計	**-122**	**-128**	**-5%**

営業費用は、主に非金融資産の減価償却費および減損費用が減少したことに起因して、前年度同期と比較していくらか減少した。個別変動報酬に計上された引当金はなかった（2017年度第3四半期：引当金なし）。

純信用損失

2018年度第3四半期に純信用損失に計上された金額は、マイナス22百万クローナ（2017年度第3四半期：3百万クローナ）であった。このマイナスの結果は、主にステージ3の融資の追加的な減損によるものである。

財政状態報告書について

資産合計および流動性投資

2017年度末と比較して、流動性投資および貸付残高は増加しており、これは主に貸付の実行および流動資金において新たな資金調達が行われたことに起因している。

(単位：十億クローナ)	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在	変動
資産合計	302.9	264.4	15%
流動性投資	74.5	55.7	34%
貸付残高	210.8	195.1	8%
うち、CIRR制度による貸付	67.6	49.1	38%

2018年9月30日現在のエクスポージャー総額は、3,354億クローナ（2017年度末：3,272億クローナ）であった。中央政府および金融機関に対するエクスポージャーは減少したが、地域政府、公共法人および企業に対するSEKのエクスポージャーは増加した。

負債および株主資本

2018年9月30日現在、利用可能な資金および株主資本の総額は、あらゆる年限の貸付残高および承諾済貸付の総額を上回った。したがって、SEKは、全ての未実行のコミットメント契約に対し満期に至るまで貸付を行い得ると考えている。

2018年度において、SEKには、スウェーデン国債局により提供される最大1,250億クローナの融資枠がある。SEKは、これまでにかかる融資枠を利用していない。かかる融資枠は、公式に支援を受けた輸出金融制度（CIRR）の対象となる貸付にのみ利用可能である。

自己資本比率

総自己資本比率は20.1％（2017年度末：23.0％）であった。総自己資本比率が低下した主な要因は、Tier-2資本が自己資本比率の計算に含まれなくなったことである（下記「その他の事象」の項を参照されたい。）。SEKは、スウェーデン金融監督庁（スウェーデンFSA）による総自己資本比率の規制要件を4.0パーセント・ポイント上回る総自己資本比率と、十分な流動性により、資本目標との関連で強固な資本を維持している。

（単位：％）	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在
普通株式等Tier-1比率	20.1	20.6
Tier-1資本比率	20.1	20.6
総自己資本比率	20.1	23.0
レバレッジ比率	5.6	5.9
流動性カバレッジ比率(LCR)	494	169
安定調達比率(NSFR)	140	140

格付

	スウェーデン・クローナ	外貨
ムーディーズ	Aa1/安定的	Aa1/安定的
スタンダード＆プアーズ	AA+/安定的	AA+/安定的

その他の事象

2013年11月14日、SEKはTier-2債券である「250,000,000米ドル 2023年11月14日満期 固定利付リセッタブル期限付き劣後債」（EMTN5487）を発行した。SEKは、その条件に従って、2018年6月にスウェーデンFSAから、EMTN5487を2018年11月14日に償還する許可を得た。SEKの取締役会は、2018年9月、SEKがEMTN5487を償還する権利を行使することを決定した。2018年6月現在、SEKは、自己資本の水準をEMTN5487の元本残高である250,000,000米ドル相当削減している。

顧客により一層注力するため、SEKは組織改編を行った。大企業担当部長のJens Hedarおよび中企業担当部長のAndreas EricsonがSEKの経営陣チームの新たなメンバーに任命された。これは、管理職が廃止されたことも意味する。また、貸付部長のJane Lundgren Ericssonが退職する。この改編は、2018年10月15日付で実施された。

リスク要因およびマクロ環境

SEKの事業の一環として様々なリスクが発生する。SEKの主なエクスポージャーは信用リスクに対するものであるが、当社は市場リスク、流動性リスク、借換えリスク、オペレーショナル・リスクおよび持続可能性リスクにもさらされている。

スウェーデンのGDPの成長率は年率2.5％であった。スウェーデンの失業率（2018年8月現在）は6.6％であった。消費者物価指数（2018年8月現在）は年率2.0％上昇し、レポ金利はマイナス0.5％で固定されたままであった。スウェーデン統計局（SCB）によると、2018年度第2四半期において、スウェーデンの輸出は前四半期と比較して0.4％増加した。物品の輸出は1.0％増加し、サービスの輸出は0.9％減少した。

世界のその他の地域における成長は依然として堅調である。しかしながら、不透明性およびリスクは高く、特に、世界貿易システムに対する脅威は、今後の成長を脅かす可能性がある。9月の米国・中国間における貿易紛争の深刻化および困難なブレグジットのリスク増加によって、市場の緊張は増大している。

財務目標

収益目標	株主資本利益率は長期的に最低6％であること。
配当方針	当年度利益の30％の通常配当を支払うこと。
資本目標	通常の状況下において、SEKの総自己資本比率は、スウェーデンFSAによる総自己資本比率の規制要件を1～3パーセント・ポイント上回ること。現在、資本目標は、総自己資本比率が17～19％であるべきことを意味する。

主要な業績指標

(別段の表示がない限り、単位：百万クローナ)	2018年 7月-9月	2018年 4月-6月	2017年 7月-9月	2018年 1月-9月	2017年 1月-9月	2017年 1月-12月
新規貸付	12,662	13,568	29,067	39,263	77,788	89,305
うちスウェーデンの輸出業者に対する貸付	2,216	3,718	2,147	10,567	15,207	21,643
うち輸出業者の顧客に対する貸付	10,446	9,850	26,920	28,696	62,581	67,662
CIRR貸付が新規貸付に占める割合	11%	1%	67%	7%	46%	41%
貸付残高および未実行貸付	264,760	272,805	271,907	264,760	271,907	268,034
新規長期借入	18,173	11,868	16,325	44,335	70,622	82,441
非劣後債務残高	254,013	248,493	245,883	254,013	245,883	224,833
税引後株主資本利益率	3.2%	3.9%	3.2%	3.4%	3.9%	4.5%
普通株式等Tier-1比率	20.1%	20.2%	18.9%	20.1%	18.9%	20.6%
Tier-1資本比率	20.1%	20.2%	18.9%	20.1%	18.9%	20.6%
総自己資本比率	20.1%	20.2%	21.1%	20.1%	21.1%	23.0%
レバレッジ比率	5.6%	5.5%	5.4%	5.6%	5.4%	5.9%
流動性カバレッジ比率(LCR)	494%	680%	385%	494%	385%	169%
安定調達比率(NSFR)	140%	140%	144%	140%	144%	140%

後述の「定義」の項を参照されたい。

連結包括利益計算書（要約）

（単位：百万クローナ）	2018年 7月-9月	2018年 4月-6月	2017年 7月-9月	2018年 1月-9月	2017年 1月-9月	2017年 1月-12月
受取利息	1,374	1,257	1,004	3,687	2,877	3,896
支払利息	-1,038	-911	-578	-2,623	-1,599	-2,213
純利息収益	**336**	**346**	**426**	**1,064**	**1,278**	**1,683**
純手数料支出	-6	-8	-8	-19	-21	-28
金融取引の純業績	-5	27	-113	-37	-143	-102
営業収益合計	**325**	**365**	**305**	**1,008**	**1,114**	**1,553**
人件費	-66	-78	-67	-223	-235	-320
その他の管理費	-48	-67	-49	-171	-171	-232
非金融資産の減価償却費および減損費用	-8	-9	-12	-25	-35	-45
営業費用合計	**-122**	**-154**	**-128**	**-419**	**-441**	**-597**
営業利益（信用損失考慮前）	**203**	**211**	**177**	**589**	**673**	**956**
純信用損失	-22	25	3	8	-7	51
営業利益	**181**	**236**	**180**	**597**	**666**	**1,007**
税金費用	-39	-60	-42	-143	-157	-235
純利益[1]	**142**	**176**	**138**	**454**	**509**	**772**
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	-	-	0	-	-28	-33
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-7	-7	-22	-20	-79	-91
損益に再分類される項目への課税	1	2	5	4	24	27
損益に再分類される項目（純額）	**-6**	**-5**	**-17**	**-16**	**-83**	**-97**
損益に再分類されない項目						
自己の信用リスク	126	113	-	310	-	-
確定給付制度の再評価	-	-19	18	-30	5	-4
損益に再分類されない項目への課税	-28	-21	-4	-62	-1	1
損益に再分類されない項目（純額）	**98**	**73**	**14**	**218**	**4**	**-3**
その他の包括利益合計	**92**	**68**	**-3**	**202**	**-79**	**-100**
包括利益合計[1]	**234**	**244**	**135**	**656**	**430**	**672**

[1] 全利益は、親会社の株主に帰属する。

（単位：クローナ）	2018年 7月-9月	2018年 4月-6月	2017年 7月-9月	2018年 1月-9月	2017年 1月-9月	2017年 1月-12月
1株当たり利益（基本的および希薄化考慮後）[2]	36	44	35	114	128	193

[2] 純利益を各期間における期中平均株式数（3,990,000株）で割って算出したもの。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	2,355	1,231
財務省証券/国債	6,332	4,382
その他の利付証券(貸付を除く。)	49,165	39,807
利付証券の発行という形式をとった貸付	37,728	41,125
金融機関への貸付	28,600	23,198
一般への貸付	161,097	141,111
デリバティブ	8,019	7,803
有形固定資産・無形資産	75	88
その他の資産	6,890	3,556
前払費用および未収収益	2,610	2,091
資産合計	**302,871**	**264,392**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	1,860	2,317
発行済債券	252,153	222,516
デリバティブ	22,626	16,480
その他の負債	2,857	826
未払費用および前受収益	2,492	2,063
繰延税金負債	578	531
引当金	68	45
劣後債務	2,225	2,040
負債合計	**284,859**	**246,818**
株式資本	3,990	3,990
準備金	-186	30
利益剰余金	14,208	13,554
株主資本合計	**18,012**	**17,574**
負債および株主資本合計	**302,871**	**264,392**

連結株主資本変動計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本	準備金 ヘッジ準備金	公正価値準備金	自己の信用リスク	確定給付制度	利益剰余金
株主資本期首残高(2017年1月1日現在)	17,136	3,990	96	35		-1	13,016
純利益(2017年1月-9月)	509						509
その他の包括利益(2017年1月-9月)	-79		-61	-22		4	
包括利益合計(2017年1月-9月)	430		-61	-22		4	509
配当金	-234						-234
株主資本期末残高(2017年9月30日現在)[1]	**17,332**	**3,990**	**35**	**13**		**3**	**13,291**
株主資本期首残高(2017年1月1日現在)	17,136	3,990	96	35		-1	13,016
純利益(2017年1月-12月)	772						772
その他の包括利益(2017年1月-12月)	-100		-71	-26		-3	
包括利益合計(2017年1月-12月)	672		-71	-26		-3	772
配当金	-234						-234
株主資本期末残高(2017年12月31日現在)[1]	**17,574**	**3,990**	**25**	**9**		**-4**	**13,554**
IFRS第9号の適用による影響[2]	14			-9	-409		432
調整済株主資本期首残高(2018年1月1日現在)	17,588	3,990	25	-	-409	-4	13,986
純利益(2018年1月-9月)	454						454
その他の包括利益(2018年1月-9月)	202		-16		242	-24	
包括利益合計(2018年1月-9月)	656		-16		242	-24	454
配当金	-232						-232
株主資本期末残高(2018年9月30日現在)[1]	**18,012**	**3,990**	**9**	**-**	**-167**	**-28**	**14,208**

[1] 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

[2] IFRS第9号の影響は、SEKの2017年度有価証券報告書の「(5)経理の状況」の連結財務諸表に対する注1bに示される影響とは異なっている。この違いは、SEK自身の信用リスクの変動から生じる利益および損失の累積額の計算に関連するものであり、株主資本に正味の影響を与えない。

連結グループのキャッシュフロー計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	2018年 1月-9月	2017年 1月-9月	2017年 1月-12月
営業活動			
営業利益	**597**	**666**	**1,007**
営業利益の非現金項目に係る調整額	530	323	274
法人税支払額	-275	-273	-365
営業活動からの資産および負債の変動	-21,043	-1,510	8,534
営業活動からのキャッシュフロー	**-20,191**	**-794**	**9,450**
投資活動			
資本的支出	-12	-9	-10
投資活動からのキャッシュフロー	**-12**	**-9**	**-10**
財務活動			
非劣後債務の変動	9,683	11,485	-9,919
デリバティブ(純額)	11,459	-6,613	-4,931
支払配当	-232	-234	-234
財務活動からのキャッシュフロー	**20,910**	**4,638**	**-15,084**
当期のキャッシュフロー	**707**	**3,835**	**-5,644**
期首現金および現金等価物残高	1,231	7,054	7,054
当期のキャッシュフロー	707	3,835	-5,644
現金および現金等価物の為替差額	417	-242	-179
期末現金および現金等価物残高[1]	**2,355**	**10,647**	**1,231**

[1] この文脈において現金および現金等価物は、直ちに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社の損益計算書（要約）

（単位：百万クローナ）	2018年 7月-9月	2018年 4月-6月	2017年 7月-9月	2018年 1月-9月	2017年 1月-9月	2017年 1月-12月
受取利息	1,374	1,257	1,004	3,687	2,877	3,896
支払利息	-1,038	-911	-578	-2,623	-1,599	-2,213
純利息収益	**336**	**346**	**426**	**1,064**	**1,278**	**1,683**
子会社配当金	-	-	-	-	1	1
純手数料支出	-6	-8	-7	-19	-20	-28
金融取引の純業績[1]	121	140	-113	273	-143	-101
その他の営業収益	0	-2	-	-2	-	-
営業収益合計	**451**	**476**	**306**	**1,316**	**1,116**	**1,555**
人件費	-67	-83	-68	-230	-237	-322
その他の管理費	-48	-67	-50	-171	-171	-232
非金融資産の減価償却費および減損費用	-8	-9	-12	-25	-35	-45
営業費用合計	**-123**	**-159**	**-130**	**-426**	**-443**	**-599**
営業利益(信用損失考慮前)	**328**	**317**	**176**	**890**	**673**	**956**
純信用損失	-22	25	3	8	-9	49
営業利益	**306**	**342**	**179**	**898**	**664**	**1,005**
非課税準備金の変更分	-	-	-	-	-	121
税金費用	-66	-85	-42	-210	-157	-262
純利益	**240**	**257**	**137**	**688**	**507**	**864**

[1] 2018年1月-9月の期間における親会社と連結グループとの間の差異は、SEK自身の信用リスクの変動に関する会計原則の違いによるものである。

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	2,355	1,216
財務省証券/国債	6,332	4,382
その他の利付証券(貸付を除く。)	49,165	39,807
利付証券の発行という形式をとった貸付	37,728	41,125
金融機関への貸付	28,600	23,198
一般への貸付	161,097	141,111
デリバティブ	8,019	7,803
子会社株式	0	24
有形固定資産・無形資産	75	88
その他の資産	6,890	3,556
前払費用および未収収益	2,610	2,091
資産合計	**302,871**	**264,401**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	1,860	2,317
発行済債券	252,153	222,516
デリバティブ	22,626	16,480
その他の負債	2,857	833
未払費用および前受収益	2,492	2,063
繰延税金負債	51	0
引当金	16	15
劣後債務	2,225	2,040
負債合計	**284,280**	**246,264**
非課税準備金	**2,444**	**2,444**
分配不能資本		
株式資本	3,990	3,990
法定準備金	198	198
内部で開発されるソフトウェアのための資金	25	28
分配可能資本		
公正価値準備金	10	35
利益剰余金	11,237	10,578
当年度純利益	687	864
株主資本合計	**16,147**	**15,693**
負債および株主資本合計	**302,871**	**264,401**

定義

*代替的業績指標（該当する指標には、*を付している。）*

代替的業績指標（APMs）は、IFRS、資本要件指令Ⅳ（CRD Ⅳ）または金融機関および投資会社の健全性要件に関する規則（EU）No.575/2013（CRR）において定義されていない、主要な業績指標である。SEKは、これらが業界内で一般に使用されているため、またはスウェーデン政府から命じられたSEKの任務に合致しているため、これらを表示することを選択している。APMsは、事業の監視および管理のために内部で使用されており、他の企業が表示している類似の主要な業績指標と直接比較可能であるとはみなされていない。

**税引後株主資本利益率*

純利益が当年度の平均株主資本（報告期間の期首残高および期末残高を用いて計算される。）に占める割合（%）。

**平均利付資産*

現金および現金等価物、財務省証券／国債、その他の利付証券（貸付を除く。）、利付証券の発行という形式をとった貸付、金融機関への貸付および一般への貸付の合計。報告期間の期首残高および期末残高を用いて計算される。

**平均利付負債*

非劣後債務残高および劣後債務の合計。報告期間の期首残高および期末残高を用いて計算される。

1株当たり利益（基本的および希薄化考慮後）（単位：クローナ）

純利益を各期間における期中平均株式数（3,990,000株）で割って算出したもの。

**CIRR貸付が新規貸付に占める割合*

公式に支援を受けた輸出金融（CIRR）が新規貸付に占める割合。

CIRR制度

CIRR制度は、公式に支援を受けた輸出金融（CIRR）の制度から構成される。

普通株式等Tier-1比率

この比率は、普通株式等Tier-1資本合計がリスク・エクスポージャー総額に占める割合である。

大企業

年間売上高が50億クローナを上回る企業。

レバレッジ比率

CRRに基づいて測定される、Tier-1資本がエクスポージャー額に占める割合（%）。

流動性カバレッジ比率（LCR）

流動性カバレッジ比率は、今後30日間の当社のキャッシュ・アウトフロー純額との関連で流動性の高いSEKの資産を示す、流動性の指標である。LCRの100%は、当社の流動性準備金が30日間のストレス状況下における流動資金流出に対応するのに十分であることを意味する。スウェーデンFSAの規則と異なり、EUの規則は、マイナスの市場シナリオによる影響の結果生じるデリバティブのための担保の差し入れの需要に対応するアウトフローを考慮する。

貸付

利付証券の発行という形式で提供される全ての融資枠および従来の契約書によって供与される融資枠に関連する貸付。SEKは、これらの金額がSEKの貸付高を測定する上で有用であると考えている。したがって、本書中の貸付高に関する説明は、この定義に基づく金額に関連するものである。

**貸付残高および未実行貸付*

利付証券の発行という形式をとった貸付、金融機関への貸付、一般への貸付ならびに貸付残高および未実行貸付の合計。デリバティブ担保契約に基づく現金担保と、残余期間が3ヶ月を超える預金については、控除が行われる（財政状態報告書を参照されたい。）。

中規模企業

年間売上高が500百万クローナ以上50億クローナ以下の企業。

安定調達比率（NSFR）

この比率は、バーゼルⅢに基づいたストレス・シナリオにおける、当社の1年超の流動性の低い資産との関連から、安定した資金調達を測定する。

**新規貸付*

新規貸付は、貸付期間にかかわらず、全ての新規承諾済貸付をいう。新規貸付の一部は承諾済未実行貸付であるため、連結財政状態報告書および連結グループのキャッシュフロー計算書において、全ての新規貸付は報告されていない。承諾済未実行貸付に報告される金額は、為替レートの変動などによって、連結財政状態報告書に表示される場合に変動する可能性がある。

**新規長期借入*

年限が1年超の新規借入であり、金額は取引日に基づいている。

**非劣後債務残高*

金融機関からの借入、一般からの借入および発行済債券の合計。

自己の信用リスク

損益を通じた公正価値で指定される金融負債の信用リスクに起因する、公正価値の純変動。

自己債務の買戻しおよび償還

金額は取引日に基づいている。

スウェーデンの輸出業者

直接的または間接的にスウェーデンの輸出を振興しているSEKの顧客。

Tier-1資本比率

この比率は、Tier-1資本合計がリスク・エクスポージャー総額に占める割合である。

総自己資本比率

この比率は、自己資本合計がリスク・エクスポージャー総額に占める割合である。

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを要約した書面

1. 設　立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行（AB Svensk Exportkredit）（英語名 Swedish Export Credit Corporation）（以下「SEK」、「当社」または「親会社」という。）は、スウェーデン王国（以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。）とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944 年制定のスウェーデン会社法に基づき 1962 年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案 1962 年第 125 号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEK の主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden（郵便物の宛先は、P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden）である。

(2) 目　的

定款第 3 条に基づき、親会社の目的は、スウェーデンのインフラストラクチャーなど、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するためならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法（Banking and Financing Business Act）（2004 年第 297 号）に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の財務活動には、（ⅰ）資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは債券その他類似の負債性商品の発行による。）、（ⅱ）貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）、（ⅲ）保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと、ならびに（ⅳ）有価証券の保有および取引を行うことが含まれるが、これらに限られない。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは債券その他類似の負債性商品の発行による。）。
2. 貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）。
3. その他の金融事業に関与すること（例えば、債権の取得および動産のリース）。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の保有および取引を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法（Securities Market Act）（2007 年第 528 号）に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 連結資本構成

2017 年 12 月 31 日および 2016 年 12 月 31 日現在の SEK の連結資本ならびに株主資本は次の表に示す通りである。

(単位：百万クローナ)	2017年12月31日 現在	2016年12月31日 現在
非劣後債	224,833	252,948
劣後債	2,040	2,266

株主資本(それぞれ2017年12月31日および2016年12月31日現在)

(単位：百万クローナ)	2017年12月31日 現在	2016年12月31日 現在
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990	3,990
準備金	30	130
利益剰余金	13,554	13,016
株主資本合計	**17,574**	**17,136**
資本合計	**244,447**	**272,350**

(2) 大株主

現在の株式の合計は3,990,000株である。2003年6月30日以降はスウェーデン政府がSEKの唯一の（100%）株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、親会社が自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、親会社の株主は、新株引受権を有する。親会社の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合(%)	保有株式数
スウェーデン王国	100.00	3,990,000
合　　計	100.00	3,990,000

3. 業務の概況

歴史と発展

SEKはスウェーデン会社法に基づく「公開有限責任会社」であり、産業・イノベーション省を通してスウェーデン政府（以下「スウェーデン」、「スウェーデン政府」または「政府」という。）が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962年に設立された。SEKの目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の存続期間は無期限である。

SEKの使命は、1962年に事業を開始してから発展してきた。SEKは輸出融資分野にその起源を置いているが、その商品範囲は拡大されてきた。しかし、SEKは依然として金融市場における特定分野の事業者である。

事業の概要

SEKの使命は、スウェーデンの産業および通商の発展ならびに国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に商業的および持続可能な条件で金融ソリューションへのアクセスを確保することである。その使命には、公共政策の任務として、市場貸出基準金利制度（以下「CIRR制度」という。）の運営が含まれる。1978年に設定され、その後随時修正された取決めに従って、グループは、スウェーデン政府に代わり、報酬を受けてCIRR制度の運営を行っている。

SEKは、政府助成による条件での貸付（CIRR制度における固定金利は、市中固定金利より低いことがある。）の他、市中固定金利または市中変動金利での商業的条件での貸付も展開している。CIRR制度によるSEKへの報酬は、連結包括利益計算書において受取利息の一部として計上される。スウェーデンは経済協力開発機構（OECD）に加盟しているため、CIRR制度は、OECDの公的支援輸出信用ガイドライン取決め（以下「輸出信用ガイドライン」という。）に準拠するよう設計されている。

SEKの商品提供は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に向けたものであり、現在の主な顧客は、売上高が40億クローナを上回る上位100社のスウェーデンの輸出業者である。2015年度から、SEKは、売上高が500百万クローナを上回る中規模の輸出業者にも届けられるよう、商品提供を拡大している。

SEKは主に貸付を業務としており、そのため、国内外の銀行およびその他の金融機関の補完的役割を果たすと共に、彼らと協力して活動している。SEKは、Almi、ビジネス・スウェーデン、スウェーデン輸出信用債権庁（以下「EKN」という。）およびSwedfundなど、スウェーデンの他の輸出振興機関とも密接なパートナーシップを有している。

SEKは、様々な通貨および異なる年限の貸付を提供することができる。SEKの貸付の大半はスウェーデン・クローナ、米ドルまたはユーロであるが、その他の数種類の通貨でも貸付を提供している。

SEKは、国際資本市場における借入業務を通じて、金融商品における専門性を高めた。

SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。

2017年度

・スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付額は、893億クローナ（2016年度：548億クローナ）であった。このうちスウェーデンの輸出業者に対する新規貸付額は216億クローナ（2016年度：181億クローナ）であり、輸出業者の顧客に対する新規貸付額は677億クローナ（2016年度：367億クローナ）であった。当年度中、主に通信部門において、公式に支援を受けた輸出金融（以下「CIRR貸付」という。）の形式による輸出信用が非常に高額であった。

・SEKは、顧客基盤と商品提供を拡大することに注力している。SEKによる新規顧客の勧誘は好調で、顧客基盤は大幅に増加した。これらの13社の新規顧客は、大企業と中規模企業というSEKの顧客グループの両方に存在している。

・2017年度におけるSEKのグリーン・プロジェクトに対する新規貸付額は、総額で24億クローナ（2016年度：33億クローナ）であった。

・SEKの純利息収益は、1,683百万クローナ（2016年度：1,747百万クローナ）であった。純利息収益は、金融機関の再生を支援するためにSEKが基金に支払うことが求められている負担金である破綻処理負担金が193百万クローナ（2016年度：102百万クローナ）に増加したことによって、マイナスの影響を受けた。

・SEKは、スウェーデン輸出産業の振興のための能力を一層強化するために、スウェーデン国債局との間に1,250億クローナの融資枠を有しており、これはスウェーデン議会によって2018年度末まで更新された。SEKはまだ、当該融資枠を利用したことがない。かかる融資枠は、CIRR貸付のみに利用することができる。

・取締役会は、当年度利益の30％というSEKの配当方針に従って総額232百万クローナ（2016年度：234百万クローナ）の配当を支払うよう年次総会に提案することを決議した。

4. 経理の状況

以下のSEKの連結財務諸表は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表され、さらにEUによって採択された国際財務報告基準ならびに金融機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って作成されている。連結財務諸表に表示される親会社の単独財務諸表は、スウェーデンで一般に認められた会計原則に従って作成されている。連結財務諸表および親会社の財務書類は、2017年12月31日付で当社のスウェーデン公認会計士であるエーリングス プライスウォーターハウスクーパース AB（PwC）により監査されている。SEKが適用している会計原則および財務情報の表示方法は、日本で適用されている会計原則および財務情報の表示方法とは異なる可能性がある。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2017年	2016年
受取利息	3,896	3,188
支払利息	-2,213	-1,441
純利息収益	**1,683**	**1,747**
純手数料支出	-28	-29
金融取引の純業績	-102	-110
営業収益合計	**1,553**	**1,608**
人件費	-320	-308
その他の管理費	-232	-236
非金融資産の減価償却費および減損費用	-45	-46
営業費用合計	**-597**	**-590**
営業利益(純信用損失考慮前)	**956**	**1,018**
純信用損失	51	-16
営業利益	**1,007**	**1,002**
税金費用	-235	-222
純利益[1]	**772**	**780**
その他の包括利益：		
損益に再分類される項目		
売却可能証券[2]	-33	46
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券[2]	-91	-169
損益に再分類される項目への課税	27	27
損益に再分類される項目(純額)	**-97**	**-96**
損益に再分類されない項目		
確定給付制度の再評価	-4	-26
損益に再分類されない項目への課税	1	6
損益に再分類されない項目(純額)	**-3**	**-20**
その他の包括利益合計	**-100**	**-116**
包括利益合計[1]	**672**	**664**

(単位：クローナ)	2017年	2016年
1株当たり利益(基本的および希薄化考慮後)[3]	193	195

1　全利益は、親会社の株主に帰属する。
2　連結株主資本変動計算書を参照されたい。
3　2017年度の期中平均株式数は3,990,000株（2016年度：3,990,000株）である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	1,231	7,054
財務省証券/国債	4,382	3,687
その他の利付証券(貸付を除く。)	39,807	49,901
利付証券の発行という形式をとった貸付	41,125	46,222
金融機関への貸付	23,198	26,190
一般への貸付	141,111	147,909
デリバティブ	7,803	12,005
有形固定資産・無形資産	88	123
その他の資産	3,556	4,167
前払費用および未収収益	2,091	2,184
資産合計	**264,392**	**299,442**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	2,317	3,756
発行済非劣後証券	222,516	249,192
デリバティブ	16,480	22,072
その他の負債	826	2,374
未払費用および前受収益	2,063	2,036
繰延税金負債	531	559
引当金	45	51
発行済劣後証券	2,040	2,266
負債合計	**246,818**	**282,306**
株式資本	3,990	3,990
準備金	30	130
利益剰余金	13,554	13,016
株主資本合計	**17,574**	**17,136**
負債および株主資本合計	**264,392**	**299,442**

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2017年	2016年
受取利息	3,896	3,188
支払利息	-2,213	-1,441
純利息収益	**1,683**	**1,747**
子会社配当金	1	2
純手数料収入	-28	-29
金融取引の純業績	-101	-110
営業収益合計	**1,555**	**1,610**
人件費	-322	-313
その他の管理費	-232	-236
非金融資産の減価償却費および減損費用	-45	-46
営業費用合計	**-599**	**-595**
営業利益(純信用損失考慮前)	**956**	**1,015**
純信用損失	49	-16
営業利益	**1,005**	**999**
非課税準備金の変更分	121	712
税金費用	-262	-377
純利益	**864**	**1,334**

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	1,216	7,031
財務省証券/国債	4,382	3,687
その他の利付証券(貸付を除く。)	39,807	49,901
利付証券の発行という形式をとった貸付	41,125	46,222
金融機関への貸付	23,198	26,190
一般への貸付	141,111	147,909
デリバティブ	7,803	12,005
子会社株式	24	17
有形固定資産・無形資産	88	123
その他の資産	3,556	4,167
前払費用および未収収益	2,091	2,184
資産合計	**264,401**	**299,436**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	2,317	3,756
発行済非劣後証券	222,516	249,192
デリバティブ	16,480	22,072
その他の負債	833	2,374
未払費用および前受収益	2,063	2,036
繰延税金負債	0	0
引当金	15	16
発行済劣後証券	2,040	2,266
負債合計	**246,264**	**281,712**
非課税準備金	**2,444**	**2,565**
分配不能資本		
株式資本	3,990	3,990
法定準備金	198	198
内部で開発されるソフトウェアのための資金	28	29
分配可能資本		
公正価値準備金	35	131
利益剰余金	10,578	9,477
当年度純利益	864	1,334
株主資本合計	**15,693**	**15,159**
負債および株主資本合計	**264,401**	**299,436**

連結株主資本変動計算書

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本	準備金 ヘッジ準備金	準備金 公正価値準備金	準備金 確定給付制度	利益剰余金
株主資本期首残高(2016年1月1日現在)	16,828	3,990	228	−1	19	12,592
当年度純利益	780					780
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	46			46		
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券						
再分類済損益	−169		−169			
損益に再分類される項目への課税	27		37	−10		
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価	−26				−26	
損益に再分類されない項目への課税	6				6	
その他の包括利益合計	**−116**		**−132**	**36**	**−20**	
包括利益合計	**664**		**−132**	**36**	**−20**	**780**
配当金	−356					−356
株主資本期末残高(2016年度)[1]	**17,136**	**3,990**	**96**	**35**	**−1**	**13,016**
当年度純利益	772					772
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	−33			−33		
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券						
再分類済損益	−91		−91			
損益に再分類される項目への課税	27		20	7		
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価	−4				−4	
損益に再分類されない項目への課税	1				1	
その他の包括利益合計	**−100**		**−71**	**−26**	**−3**	
包括利益合計	**672**		**−71**	**−26**	**−3**	**772**
配当金	−234					−234
株主資本期末残高(2017年度)[1]	**17,574**	**3,990**	**25**	**9**	**−4**	**13,554**

1　全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本	法定準備金	内部で開発されるソフトウェアのための資金	公正価値準備金		利益剰余金
					ヘッジ準備金	*公正価値準備金*	
株主資本期首残高(2016年度)	14,277	3,990	198	-	228	-1	9,862
当年度純利益	1,334						1,334
その他の包括利益：							
損益に再分類される項目							
売却可能証券	46					46	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券							
再分類済損益	-169				-169		
損益に再分類される項目への課税	27				37	-10	
その他の包括利益合計	**-96**				**-132**	**36**	
包括利益合計	**1,238**				**-132**	**36**	**1,334**
純業績へ				29			-29
配当金	-356						-356
株主資本期末残高(2016年度)	**15,159**	**3,990**	**198**	**29**	**96**	**35**	**10,811**
当年度純利益	864						864
その他の包括利益：							
損益に再分類される項目							
売却可能証券	-33					-33	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券							
再分類済損益	-90				-90		
損益に再分類される項目への課税	27				20	7	
その他の包括利益合計	**-96**				**-70**	**-26**	
包括利益合計	**768**				**-70**	**-26**	**864**
純業績へ				-1			1
配当金	-234						-234
株主資本期末残高(2017年度)	**15,693**	**3,990**	**198**	**28**	**26**	**9**	**11,442**

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2017年	2016年
営業活動		
営業利益[1]	1,007	1,002
営業利益の非現金項目に係る調整額		
信用損失引当金(純額)	-51	16
非金融資産の減価償却費および減損費用	45	46
為替差額	0	0
未実現の公正価値の変動額	110	195
その他	170	30
法人税支払額	-365	-276
営業利益の非現金項目に係る調整額合計	**-91**	**11**
貸付の増加(-)/減少(+)	3,394	10,864
保有債券および証券の増加(-)/減少(+)	6,738	-9,041
その他の資産および負債の変動(純額)	-1,598	-54
営業活動からのキャッシュフロー	**9,450**	**2,782**
投資活動		
資本的支出	-10	-39
投資活動からのキャッシュフロー	**-10**	**-39**
財務活動		
非劣後債務	115,040	87,989
債務返済額	-86,266	-70,829
自己長期債務の買戻しおよび繰上償還	-38,693	-14,523
デリバティブ	-4,931	-182
支払配当	-234	-356
財務活動からのキャッシュフロー	**-15,084**	**2,099**
当期のキャッシュフロー(純額)	**-5,644**	**4,842**
期首現金および現金等価物残高	**7,054**	**2,258**
当期のキャッシュフロー(純額)	-5,644	4,842
現金および現金等価物の為替差額	-179	-46
期末現金および現金等価物残高[2]	**1,231**	**7,054**
うち銀行預金	600	916
うち現金等価物	631	6,138

[1] 受領済受取利息および支払済支払利息

受領済受取利息	3,965	2,975
支払済支払利息	2,139	1,229

[2] この文脈において現金および現金等価物は、直ちに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社のキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2017年	2016年
営業活動		
営業利益[1]	1,005	999
営業利益の非現金項目に係る調整額		
信用損失引当金(純額)	-49	16
非金融資産の減価償却費および減損費用	45	46
子会社の売却益	-7	-
為替差額	0	0
未実現の公正価値の変動額	110	195
その他	175	31
法人税支払額	-365	-276
営業利益の非現金項目に係る調整額合計	**-91**	**12**
貸付の増加(-)/減少(+)	3,392	10,864
保有債券および証券の増加(-)/減少(+)	6,738	-9,041
その他の資産および負債の変動(純額)	-1,586	-51
営業活動からのキャッシュフロー	**9,458**	**2,783**
投資活動		
資本的支出	-10	-39
投資活動からのキャッシュフロー	**-10**	**-39**
財務活動		
非劣後債務	115,040	87,989
債務返済額	-86,266	-70,829
自己長期債務の買戻しおよび繰上償還	-38,693	-14,523
デリバティブ	-4,931	-182
支払配当	-234	-356
財務活動からのキャッシュフロー	**-15,084**	**2,099**
当期のキャッシュフロー(純額)	**-5,636**	**4,843**
期首現金および現金等価物残高	**7,031**	**2,234**
当期のキャッシュフロー(純額)	-5,636	4,843
現金および現金等価物の為替差額	-179	-46
期末現金および現金等価物残高[2]	**1,216**	**7,031**
うち銀行預金	585	893
うち現金等価物	631	6,138

[1] 受領済受取利息および支払済支払利息

受領済受取利息	3,965	2,975
支払済支払利息	2,139	1,229

[2] この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。